

一般社団法人 日本感染管理ネットワーク 定款

第 1 章 総 則

第1条 (名称)

この法人は、一般社団法人 日本感染管理ネットワーク と称し、英文ではInfection Control Network of Japanと表示し、略称は「ICNJ」とする。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第3条 (機関)

この法人は、機関として社員総会、理事、監事及び理事会を置く。

第 2 章 目的及び事業

第4条 (目的)

この法人は、感染管理実践に関する知識とスキルの向上をはかり、会員相互の交流と連携を通して、保健医療福祉における感染管理の実践を推進することを目的とする。

第5条 (事業)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 感染管理領域に関連する学術集会や継続教育に関する事業
- (2) 感染管理領域に関連する国内外の学会や団体との相互連携に関する事業
- (3) 一般会員の活動状況や労働環境の調査に関する事業
- (4) 感染管理領域の地域連携の推進に関する事業
- (5) その他この法人の目的達成に必要な一切の事業

第 3 章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、会員の中から第12条に定めるところにより選出した評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）に定める社員とする（以下、「社員」とは第12条に基づいて選出された評議員を指す）。

(1) 一般会員

本会の目的に賛同する感染管理に携わる看護職（看護師等の資格を有る者）で、所定の年会費を納入する個人

(2) 法人会員

会の事業を援助するために、所定の年会費を納入する法人

(3) 名誉会員

会の運営に貢献し感染管理分野で業績をあげた個人で理事会の推薦を得た個人

第7条（会員の資格の取得）

この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第8条（経費の負担）

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時、および毎年会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

第9条（任意退会）

会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条（除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 除名すべき正当な事由があるとき

第11条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 評 議 員

第12条（評議員）

この法人の会員のなかから、理事会によって選出される評議員をもって「法人法」に規定する社員とする。

第 5 章 社 員 総 会

第13条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第14条（権限）

社員総会は、次の事項につき決議する。

- (1) 会員の入会基準と会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 計算書類等の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

第16条（招集）

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第17条（社員による招集の請求）

総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

第18条（議長）

社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

第19条（議決権）

社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第20条（決議）

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

第21条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役 員

第22条（役員の設定）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 3名以内
- (3) 理事のうち1名を代表理事とする

第23条（役員を選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第24条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

第25条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条（役員任期）

理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社

員総会の終結の時までとし再任は妨げない。監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第27条（役員解任）

理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第28条（報酬等）

理事又は監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 7 章 理 事 会

第29条（構成）

理事会は全ての理事をもって構成する。

第30条（権限）

理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
- (3) 評議員の選任
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事の選定及び解職、副代表理事の選定及び解職

第31条（招集）

理事会は代表理事が招集する。代表理事が欠けたときは又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第32条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。前項の規定に関わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

す。

第33条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 資産及び会計

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

第36条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第37条（解散）

この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第38条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第39条（公告の方法）

この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 11 章 附 則

第40条（会員規程）

当法人の会員に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、理事会において定める会員規程による。

附則

本定款は平成 23 年 7 月 30 日より施行する。

平成 25 年 5 月 25 日改訂

平成 27 年 5 月 15 日改訂

平成 28 年 5 月 20 日改訂

平成 30 年 5 月 14 日改訂

令和 3 年 6 月 19 日改訂

令和 4 年 5 月 20 日改訂

令和 6 年 5 月 31 日改訂